

ふるさと納税 控除上限額の目安

〇ふるさと納税における税控除（減税）について

ふるさと納税（寄附）を行うと、寄附金のうち2,000円を超える金額について、寄附した翌年の所得税・個人住民税から一定金額が税控除（又は還付）されます。

〇全額控除される寄附金上限額の目安

課税総所得金額（※1）	所得税率	全額控除される寄附金上限額の計算式
195万円以下	5%	所得割額（※2）×23.558%+2,000円
195万円超330万円以下	10%	所得割額×25.065%+2,000円
330万円超695万円以下	20%	所得割額×28.743%+2,000円
695万円超900万円以下	23%	所得割額×30.067%+2,000円
900万円超1,800万円以下	33%	所得割額×35.519%+2,000円
1,800万円超4,000万円以下	40%	所得割額×40.683%+2,000円
4,000万円超	45%	所得割額×45.397%+2,000円

課税総所得金額（※1）は、サラリーマンの方であれば、源泉徴収票における「給与所得控除後の金額」から「所得控除の額の合計額」を差し引いた額。確定申告では、「課税される所得金額」の欄が目安。 課税総所得額（※1）の10%が所得割額（※2）となります。

所得割額（※2）の求め方 特別徴収税額通知書から

平成 年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書(納税義務者用)

所得		課税標準		市民税		県民税	
給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①	総所得③	定率控除前所得割額④	市民税 定率控除額⑤	市民税 所得割額⑥	市民税 均等割額⑦
給与所得			分離短期譲渡	定率控除前所得割額④	市民税 定率控除額⑤	市民税 所得割額⑥	市民税 均等割額⑦
その他の所得計			分離長期譲渡	定率控除前所得割額④	市民税 定率控除額⑤	市民税 所得割額⑥	市民税 均等割額⑦
			山林所得	定率控除前所得割額④	市民税 定率控除額⑤	市民税 所得割額⑥	市民税 均等割額⑦
			株式等の譲渡	定率控除前所得割額④	市民税 定率控除額⑤	市民税 所得割額⑥	市民税 均等割額⑦
			商品先物取引	定率控除前所得割額④	市民税 定率控除額⑤	市民税 所得割額⑥	市民税 均等割額⑦
所得控除		所得控除合計②		特別徴収税額		月割額	
雑損	所得控除合計②	所得控除合計②	控除配	特別徴収税額	6月分	7月分以降	
医療費			控除配	特別徴収税額	6月分	7月分以降	
社会保険料			控除配	特別徴収税額	6月分	7月分以降	
小規模企業共済			控除配	特別徴収税額	6月分	7月分以降	
生命保険料			控除配	特別徴収税額	6月分	7月分以降	
損害保険料	控除配	特別徴収税額	6月分	7月分以降			
寄附金	控除配	特別徴収税額	6月分	7月分以降			

市民税の所得割額 (E) 県民税の所得割額 (F)

所得割額は市民税の所得割額と県民税の所得割額の合計

$$E + F = D \text{ (所得割額)}$$

詳細な計算の考え方

← 控除外 →	← 控除額 →		
適用 下限額 2,000円	【所得税の控除額】 (ふるさと納税額-2,000円) ×所得税率(5%~40%) ※上限:総所得金額の40%	【住民税の控除額】 (ふるさと納税額-2,000円) ×10% ※上限:総所得金額の30%	【住民税の控除額】 (ふるさと納税額-2,000円) ×(90%-所得税率) 所得割額の2割を限度

○上限額の計算式について

適用下限額

$$\text{控除上限額} = (\text{所得割額} (\ast 1) \times 20\%) \div (90\% - \text{所得税率} (\ast 2) \times 1.021) + 2,000 \text{円}$$

※寄附を行う時点では所得割額及び所得税率は確定していないため、計算式はあくまで目安となります。実際の控除額は寄附した年の所得に応じますので、ご注意ください。
 また、実際に控除される額は適用下限額 2,000円を除く金額となります。

(※1) 所得割額…課税総所得額の10%

(※2) 下記の表から該当する所得税率を当てはめてください。

確定申告書の見方

平成27年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所(又は所在地) 〇〇市△△町X-X-X.		氏名 前橋 太郎.	
職名 A.		給与所得の額の合計額 B.	
給与 C.		給与所得控除後の金額 D.	

平成 27 年分の 確定申告書 A

住所 〇〇市△△町X-X-X.	氏名 前橋 太郎.	課税総所得金額 (A-B) ※千円未満は切り捨て.
収入金額等 給与 A.	所得控除 所得控除後の金額 B.	課税総所得金額 C. 000
所得割額 D.	所得控除後の金額 E.	所得割額 F.

課税総所得金額は給与所得控除後の金額-所得控除の額の合計。
 $A - B = C$ (課税総所得金額)
 所得割額は課税総所得金額の10%。
 $C \times 0.1 = D$ (所得割額)